

事業継続と法環境研究会の活動

2013年5月13日(月)

特定非営利活動法人 事業継続推進機構(BCAO)

事業継続と法環境研究会

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

昨年度の活動概要

1. メンバー構成（15名）

- ・座長 森 健
- ・副座長 上田悦久
- ・メンバー 井上修一、大石育三、奥山良一、小山和博、塩崎宏晃、志方宣之、田中祐二、森本浩之、横内 崇、渡邊耐三、松本新一、矢野陽子、川村一郎 ※敬称略

2. 主な研究事項

（1）新型インフルエンザ対策特別措置法に関して（4月～9月）

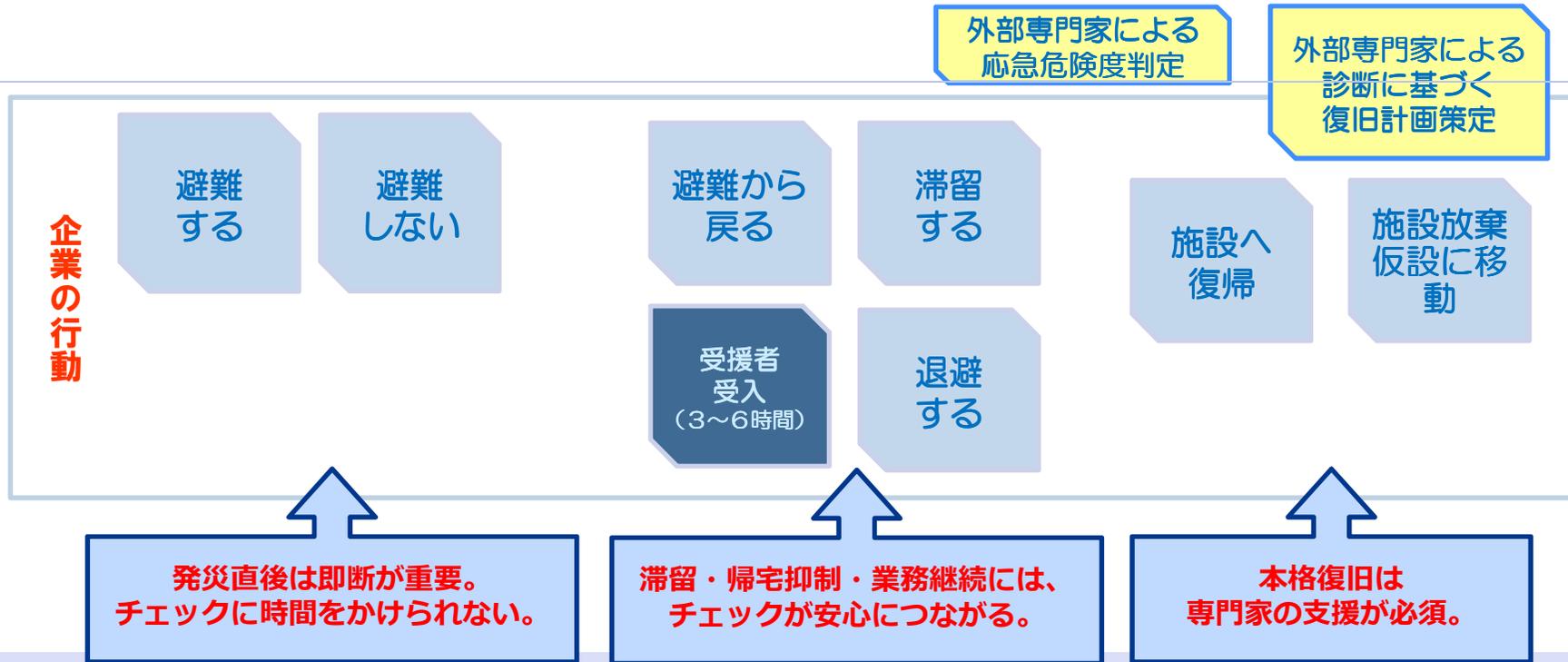
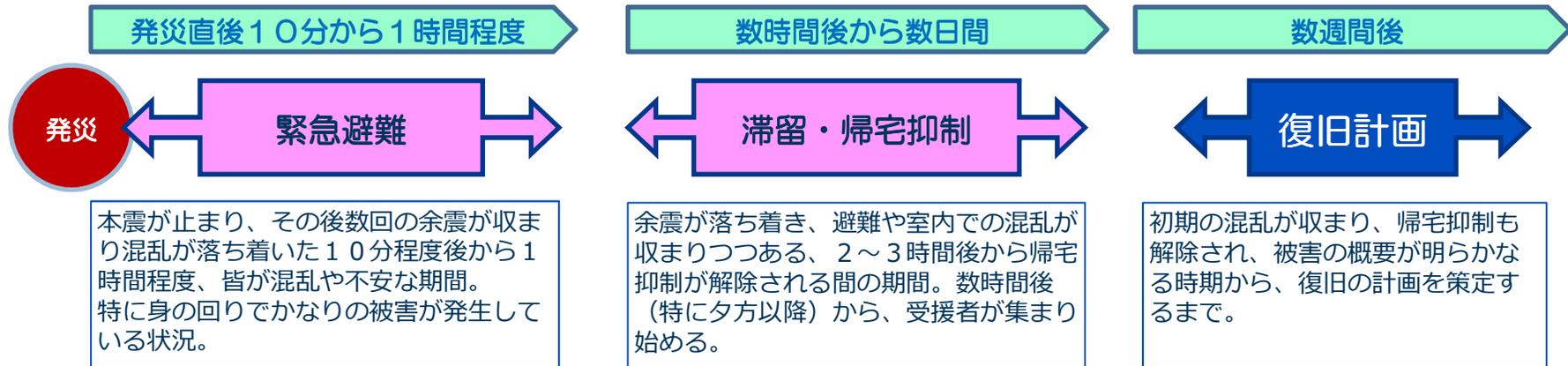
- ・法施行の影響を、主要条文を吟味しつつ検討。

（2）帰宅困難者対策に関して

- ・帰宅困難者の受入れに関して、企業にどのような影響（特に法的リスク）が生じるかを検討

※平成24年度都市地震工学シンポジウム「帰宅困難者受入れ施設の安全点検」において、有志が成果発表

帰宅困難者対策（時系列の整理）



企業が帰宅困難者を受入れる場合のリスク

■ 基本的な条件

- 建物構造の安全性。（完全な安全性は無理で、危険性の判断に留まる）
- 受援者受入場所の安全性。
- 二次被害の可能性がないこと。（受入後の被災に配慮が必要）
- 自社で判断ができること。（ビル管理者に転嫁できない、ジレンマ）

- 必要条件だけでは、帰宅困難者や近隣住民などの社外受援者の受け入れ判断はむずかしい。
- しかし、必要条件が満たされないと、最低条件をクリアできない。
- 施設の安全点検には専門知識が必須で、簡単に素人が判断できないし、その責任を負いきれない。

■ プラスアルファの条件

- 法的責任の免責の明確化（行政支援の側面の配慮必要、死傷発生への責任、受援者間の迷惑行為・喧嘩などの対応、病人や怪我人への対応、受援者の自己責任の明確化、社員への安全配慮義務、労災の適用、その他心配なケース多数）。
- 必要なコスト負担軽減（事前の被害防止対策を含む。受援者分の備蓄品購入コスト負担軽減←災害救助法適応での公費負担が事前に確定しない）。
- 社会的責任の範囲の明確化（民間企業の責任と義務の社会的合意）。
- 受入場所の快適性の確保（善意の受入が、不満につながる危険。トイレ・換気・男女別・備蓄品など最低限の快適性の確保が期待される）。
- 受入・整理・要望対応・備蓄品配布など社員の負担軽減（自社BCPや緊急対応への影響）。
- 留置き期間と、終了時の判断、立ち退き依頼、立ち退き拒否に対する対応。
- 受入を断る場合の合理的な基準（社会的責任の回避という風評への配慮。定員オーバーの場合や安全性の判断で断っても社員が滞留する場合）。

- 十分条件は、現状ほとんど不明確で、個別企業の判断に任されている。
- 行政施策の支援という側面をもっと強調しないと、民間企業の自己責任だけでは対処できない。
- 企業の自己責任となるなら、企業は保守的に判断する。
- 現行法の範囲を超える場合の事前の準備には、弁護士などの見解が重視され、保守的になる。
- 事前に受入しない表明の風評懸念による、形式的な受入表明の排除（実質的な受入態度が重要）。

今後の展望（座長私見）

1. ますます高まるニーズ

- ・法律問題は、「事業継続の基礎的課題」であり、最終的に法的紛争になることを想定しなければ、事業継続は担保できない。

2. 一方で、「現場感覚不在」の議論

- ・法的知識だけでもNG、現場感覚だけでもNG
→ BCAOは両者が融合しうる「最高の議論の場」

3. 今後の展望として

- ・当研究会発足（2010年度）から約3年が経過
→ マンネリ化、形骸化防止が必要
- ・国の施策（国土強靱化計画など）や、各自治体の取組みも俯瞰しつつ、事業継続のあり方を法的側面から継続検討
- ・弁護士、社労士など「有資格者」の参画を検討したい

特定非営利活動法人
事業継続推進機構
事業継続と法環境研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)